

2021年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
民事訴訟法

問(1) (配点:10点)

本問は、文書提出義務についての理解を問うものである。どのような場合に文書の所持者が提出義務を負うのかについては、民訴法220条各号において規定されている。契約書は、通常、法律関係文書(同条3号後段)に当たると解されている。すなわち、法律関係文書とは、当該文書が挙証者と所持者との間の法律関係について作成された文書をいい、契約書は当該法律関係それ自体が記載されている文書だからである。

問(2) (配点:30点)

本問は、問題文で示されている通り、処分権主義および訴えの利益についての理解を問うものである。

処分権主義との関係では、Xが現在給付判決を求めているのに対し、裁判所が将来給付判決をすることが、民訴法246条に違反しないかということが問題となる。判決事項(将来給付)が申立事項(現在給付)を超えていないのかについては、単純に比較ができないため、民訴法246条の趣旨から、原告の通常的意思に合致するか、被告の不意打ちにならないのか、という観点からの検討が求められる。

訴えの利益との関係では、将来給付の訴えの利益が問題となる。これが認められるためには、民訴法135条により、「あらかじめその請求をする必要がある場合」であることが必要である。その必要性が認められる場合については、一般に類型化がなされており、履行期における即時の給付が期待できない場合がその一つとされる。本事例においては、Yの態度から、この類型に当たり必要性が認められると説明することができる。

問(3) (配点:10点)

本問は、既判力の時的限界についての理解を問うものである。既判力によって確定されるのは基準時における法律関係であり、既判力の基準時とは、前訴の事実審の口頭弁論終結時である(民執35条2項参照)。訴訟物たる権利関係の存否の判断には既判力が生じ(民訴114条1項)、これに後訴裁判所は拘束され、当事者もこれを争うことができないが、これに対する例外として、当事者は、前訴基準時後に新たに生じた事由を主張・立証して、前訴判決における訴訟物についての判断を争うことができる。

本事例における、弁済期の到来は、基準時後の新事由であるため、Xがこれを主張することは、前訴判決の既判力によって遮断されない。しかし、後訴において、Xは、弁済期の到来だけでなく、金銭消費貸借契約の成立も主張・立証しなければならないが、その事実は基準時前の事由であるため、遮断されてしまうのではないかということが問題となる。結論の妥当性からは、後訴は既判力

に抵触しないと解すべきであるが、そのためには、前訴判決を「一時的棄却判決」、「差し当たり棄却判決」などと呼ばれる特殊な判決と理解して説明することなどが必要となる。